

不動産コンサルティング地方協議会への教育事業支援の概要

平成20年3月24日
(財)不動産流通近代化センター

1. 専門教育実施助成金の支給

- (1) 助成金額 1年度につき200,000円
- (2) 支給期間 3年(20年度から22年度までの3年間)
つまり、1年度につき助成金20万円を3年度にわたって利用
できます。
- (3) 助成要件

少数の専門教育受講希望者に対しても教育機会を提供し、地方協議会の専門教育開催を支援する趣旨から、次の1と2の助成要件の両方を満たす地方協議会(ブロックを含む)を助成対象とします。

助成要件(ブロックの場合、各地方協議会をブロックと読み替える)

- 1, 各地方協議会に対応する都道府県在住の技能登録者数が1,000名未満
- 2, 各地方協議会に対応する各都道府県の宅地建物取引業者数(個人・法人の合計)が5,000業者未満

(4) 助成金申請・決定・支給の手続きの流れ

- 助成申請** 専門教育実施前に**専門教育実施計画書**と
助成申請書(様式1)とをセンターへ送付(事前にご連絡下さい)
- 決定** センターより**決定通知書**を地方協議会へ送付
但し、教育事業等の運営について条件を付す場合があります。
- 支給申請** **助成金請求書**(様式3)と**専門教育実施報告書**をセンターへ
送付
- 支給** 助成金申請書受領後センターより2ヶ月以内に送金

2. 協議会設立助成金の支給

コンサル制度の普及促進のため、地方協議会の設立を検討されているところへ、地方協議会の設立を支援する趣旨から支給致します。

- (1) 助成金額 200,000円 設立時に1回支給
- (2) 支給期間 3年 20年度から22年度までの3年間
- (3) 協議会設立助成金申請・決定・支給の手続きの流れ

助成申請 協議会設立前に**助成申請書**(様式1)と資料をセンターへ送付
(事前にご連絡下さい)

決定 センターより**決定通知書**を地方協議会へ送付

支給申請 **助成金請求書**(様式3)と設立総会資料をセンターへ送付

支給 助成金申請書受領後センターより2ヶ月以内に送金